

**構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る  
評価意見**

**令和元年度**

**令和2年3月27日**

**構造改革特別区域推進本部  
評価・調査委員会**

## 1. はじめに

評価・調査委員会（以下「当委員会」という。）は、構造改革特別区域基本方針に基づき、構造改革特別区域（以下「特区」という。）制度を推進するため、規制の特例措置の効果等を評価し、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べることとされている。

今般、当委員会は、1 特例措置について評価を行い、意見を取りまとめた。

## 2. 令和元年度の評価について

### （1）評価の進め方

評価の対象となった規制の特例措置について、地域活性化部会において、認定地方公共団体や実施主体など関係者に対して、主に規制の特例措置の効果や事業実施状況の調査を行うとともに、関係府省庁から弊害の発生についての調査を実施し、それらを踏まえて検討を行った。

同部会からの検討結果の報告を受け、以下のとおり当委員会としての意見を取りまとめた。

### （2）評価意見の概要

評価の対象となった特例措置「特産酒類の製造事業（単式蒸留焼酎及び原料用アルコールに関する事項）（709（710，711）」については、関係府省庁及び事務局は、現在及び今後認定される特区における新たな弊害・効果の発生について引き続き情報収集すること。その状況を踏まえ、評価・調査委員会は令和5年度に改めて評価を行うこととした。（詳細は別紙に記す。）

## 3. おわりに

特区制度は、地方公共団体をはじめとした地域の様々な主体の創意や工夫に基づき、地域の活性化の突破口として、規制のあり方を改革していくよう期待されている。

このことから、認定地方公共団体、実施主体など、現場で取り組んでいる方々の声や思いを生かして、その趣旨を実現させることができるよう、関係府省庁におかれては、より精力的に提案の実現や特例措置の全国展開に向けた検討を行っていただきたい。

本意見は、本部長に対し提出するものであるが、構造改革特別区域推進本部においては、本意見の趣旨を十分踏まえてこれに対する対応方針を決定し、政府として構造改革の推進に取り組んでいただきたいと考えている。

当委員会としては、今後とも、特例措置の評価等を通じ、提案主体などの要望に

可能な限り応えるとともに、それが全国的な規制改革の端緒となるよう、また、地域の活性化に資するよう努力してまいり所存である。

最後に、今回の評価においてご協力いただいた認定地方公共団体、実施主体の方々を始め、各方面からのご助力に対し、心からお礼申し上げたい。

## 令和元年度評価意見

特例措置番号	特定事業名	関係府省庁	措置区分	評価意見
709(710, 711)	特産酒類の製造事業 (単式蒸留焼酎及び原料用アルコールに関する事項)	財務省	法律	令和5年度に改めて評価を行う。

## 評価意見

①	別表1の番号	709 (710, 711)
②	特定事業の名称	特産酒類の製造事業（単式蒸留焼酎及び原料用アルコールに関する事項）
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	地域の特産物である農作物等を原料とした単式蒸留焼酎又は原料用アルコールを製造しようとする者が、製造免許を申請した場合には、最低製造数量基準を適用除外とする。
⑤	評価	その他（令和5年度に改めて評価を行う。）
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>評価・調査委員会による調査では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客の増加が見込まれ、地域のPRにつながっている</li> <li>・原料を地域ブランドとする計画がある</li> <li>・販売区域が限定されているので緩和を要望するなどの回答があった。</li> </ul> <p>関係府省庁の調査によると、酒税の納税申告事績は1件で、当該1件に期限後申告の問題があった。</p> <p>また、関係府省庁から、認定件数が増加した場合、税務執行のコスト上昇が課題となり得るとの見解が示された。</p> <p>関係府省庁としては、本特定事業の認定件数がまだ少なく、かつ、現時点で納税申告事績が1件のみであることから、全国展開による弊害の発生の有無について判断するのは時期尚早と考えているとのことであった。</p> <p>地域活性化部会の審議においては、現段階では全国展開による効果・弊害の判断には件数が少ないとしつつ、次のような意見・提言が出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務行政コストは業務体制の工夫による節減の可能性はあるのではないか。</li> <li>・納税申告において発生した問題は、特定事業に起因するものであるかどうか精査するとともに、必要な防止措置を講ずべき。</li> <li>・本特定事業の他の酒類（果実酒、リキュール）や特定事業707（708）「特定農業者による特定酒類の製造事業」も含め酒税法関係の特定事業は地域振興としての意義が大きく、また特区固有の弊害は比較的少ないといえるのではないか。</li> </ul>
⑦	今後の対応方針	関係府省庁及び事務局は、現在及び今後認定される特区における新たな弊害・効果の発生について引き続き情報収集すること。その状況を踏まえ、評価・調査委員会は令和5年度に改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—